

## 浜松市公告第 353 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 27 日

浜松市長 中野 祐介

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 家庭系一般廃棄物収集運搬業務（浜名区・中央区 北）  
（課名 一般廃棄物対策課）
- (2) 業務委託の場所 浜松市浜名区及び中央区の指定した地域
- (3) 業務内容 浜名区の指定した地域（北地域）及び中央区の指定した地域（三方原地区のみ）の家庭から集積所に排出された、家庭系一般廃棄物を適正に収集運搬し、指定された処理施設へ搬入するもの。
- (4) 履行期間（契約期間） 令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

#### 2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒432-8023 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目 1 番 10 号  
浜松市環境部一般廃棄物対策課（浜松市役所鴨江分庁舎 2 階）  
電話：053-453-0011 FAX:050-3737-2282  
メールアドレス：ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 3 入札参加資格

本件入札は、単独業者については、次の (1) ～ (8) 及び (10) に掲げる要件を満たす者であり、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）については、(1)・(9)・(10) 及び(11)の要件を満たし、かつその構成員にあつては (3) ～ (9) に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に本店を有するもの。
- (2) 浜松市一般廃棄物収集運搬業の許可【取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ又はごみ（家庭系ごみに限る）】を有しているもの。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3002：廃棄物関係業務委託（収集・運搬））の認定を受けているものであること。

- (5) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。
- (9) 1に掲げる業務委託に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (10) 単独業者として参加する者と1に掲げる業務委託に係る共同企業体の構成員を重複していないこと。
- (11) 共同企業体については、2者又は3者で構成され、次の要件を満たしていること。
  - ア 浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱第5条で規定する構成であること。
  - イ 各構成員の出資比率は2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、その代表者は、その比率の最大の者で、かつ、より大きな業務能力・体制を有するものであること。

#### 4 入札参加資格の確認申請

本件入札に単独業者での参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

本件入札に共同企業体での参加を希望するものは、共同企業体の業務委託入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付のうえ、確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

##### (1) 提出方法

持参、又は電子メールで提出すること。

##### (2) 受付期間

令和8年5月28日（木曜日）から令和8年6月4日（木曜日）まで（提出先に必着）  
（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

##### (3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、入札参加資格の確認結果についての希望する通知方法（①入札等担当課で受け取り、②電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。

イ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

## 5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札等担当課で受け取り

イ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和8年6月9日（火曜日）から令和8年6月10日（水曜日）までの間に、入札等担当課で受け取る。こと。（21項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 電子メールの場合

令和8年6月9日（火曜日）に発信する。

## 6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求められることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年6月11日（木曜日）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

## 7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書及び業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

### (1) 提供方法

- ア 入札等担当課で配布（1者につき1部。無料。）
- イ 入札等担当課で貸し出し（1者につき1部。貸出日の翌日9時までに返却すること。）
- ウ 電子メールで送信（送信希望者は、入札等担当課に依頼すること。）

### (2) 提供期間

令和8年5月27日（水曜日）から令和8年6月18日（木曜日）まで  
（配布又は貸し出しは、21項に記載する開庁時間内に限る。）

## 8 入札公告及び仕様書等に対する質問

### (1) 質問方法

質問書を持参、又は電子メールで提出すること。

### (2) 受付期間

令和8年5月28日（木曜日）から令和8年6月10日（水曜日）まで（提出先に必着）  
（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

### (3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

### (4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

### (5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月12日（金曜日）から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

## 9 本件入札に関する説明会

開催しない。

## 10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月19日（金曜日）午前9時30分から
- (2) 場所 公益社団法人 浜松市シルバー人材センター（浜松市中区鴨江三丁目1-10）  
2階会議室

## 11 入札書の提出方法

提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参

## 12 入札書、入札用封筒の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 \*業務委託・賃貸借用」のとおり。

## 13 入札方法等

- (1) 入札は**総価**で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託積算書を提出すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施する。
- (5) 2 回目の入札で落札した場合、落札者は落札金額に対応した業務委託積算書を、入札日の翌日から起算して 5 営業日以内に提出すること。
- (6) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。
- (7) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

## 14 最低制限価格の設定

有り（浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領を適用）

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 15 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

※共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか 1 企業体のみ入札参加とする（人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

## 16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

## 17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

## 18 契約書の作成

要

## 19 契約に関する特記事項

本契約は、複数年度にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。

## 20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 21 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 22 【参考】収集車両の積算台数について

No.	委託業務名	車両台数（見込み）
1	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（中央区 中1）	31台
2	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（中央区 中2）	33台
3	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（中央区 東）	30台
4	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（中央区 西）	24台
5	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（中央区 南）	25台
6	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（浜名区・中央区 北）	26台
7	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（浜名区 浜北）	18台
8	家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（天竜区）	16台